

【15 法_ICONIP 基金委員会に関する規程】

一般社団法人 日本神経回路学会 ICONIP 基金委員会に関する規程

任意団体 日本神経回路学会およびアジア太平洋神経回路学会(APNNS)が主催した国際会議 ICONIP 2016 は想定外の成功に終わり、経理の結果、相当額の剰余金が発生した。本会では審議の結果、剰余金を ICONIP 基金としてその運用を行う ICONIP 基金委員会を設置し、アジア太平洋地区のニューラルネットワーク研究の促進という ICONIP 2016 の本来の開催趣旨を継続的に実現していくことを決定した。以下、この基金に関する規程を記す。

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会(以下「本会」という)の定款第4条第1項第5号に基づく事業、および第52条に基づき設置される ICONIP 基金委員会(以下「本委員会」という)の設置と運用に関わる事項を定めることを目的とする。

(委員会の任務)

第2条 本委員会は国際会議 ICONIP 2016 実行委員会のニューラルネットワーク・コミュニティに対する貢献に謝意を表し、ICONIP 2016 の剰余金を原資とした ICONIP 基金(以下「本基金」という)を設ける。本基金は、ICONIP 2016 の目的ののっとり、アジア太平洋地区のニューラルネットワーク研究を促進するとともに、ニューラルネットワーク研究において優れた成果を目指す若手、中堅研究者の研究を奨励・支援する。

2 本基金は、本委員会が管理・運営する。

3 本基金をもとに、以下の事業を行う

- (1) ニューラルネットワークに関わる国際会議への研究者・学生の参加支援
- (2) ニューラルネットワークに関わる国際研究交流活動の支援
- (3) ニューラルネットワークに関わる共同研究への支援
- (4) APNNS 活動の支援

(委員会の構成)

第3条 本委員会は本基金を担当する理事・特任理事若干名、及び本基金委員若干名から構成される。また、本基金を担当する理事・特任理事の中から1名を委員長とする。

(委員長)

第4条 本委員会の委員長は、本会の定款第52条第2項に基づき理事会の議決を経て、会長より委嘱される。

(委員)

【15 法_ICONIP 基金委員会に関する規程】

第5条 本委員会の委員は、委員長の推薦により、理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

(委員長の任務)

第6条 委員長は、第2条第3項に挙げた項目を実現する活動の企画・募集・審査の結果を理事会に報告する。理事会はその内容を検討ののち承認し、実施する。

2 委員長は定例の理事会において、本委員会の活動状況や経理等について報告する。

3 委員長は本委員会の経理状況を、本会の監査の対象として、毎事業年度終了後すみやかに理事会にて報告し承認をうける。

(本委員会の解散)

第7条 本基金は、その原資がなくなった時点で解散する。また、本基金に対応する本委員会も同様に解散する。

(改正)

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会の設立日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、この規程の作成にあたり参考にした任意団体 日本神経回路学会のICONIP 基金委員会は、令和4年9月28日の当該学会の解散をもって廃止する。